

教 総 第 4 4 号
令和 7 年（2025 年）4 月 4 日

各道立学校長 様

総務政策局総務課法制・公務管理担当課長

「コンプライアンス確立月間」について（通知）

教職員の不祥事等の再発防止については、これまでもあらゆる機会を通じて注意喚起してきたところですが、職員による不祥事が後を絶たず、学校教育に対する道民の信頼が著しく損なわれる事態となっております。

教育行政は、道民の信頼の上に成り立つものであり、職員一人一人が服務規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが求められていることから、組織全体として、より実効性のある再発防止策に取り組み続ける必要があります。

特に、毎年5月及び6月は「コンプライアンス確立月間」として、別記のとおり取り組むこととしていますので、職場研修の集中的な実施など、各所属の状況に応じたきめ細かな取組を検討し、積極的に実施するようお願いします。

なお、職場研修等においては、「教職員のコンプライアンスハンドブック～よりよい学校づくりのために～」(令和6年(2024年)2月22日付け教総第2698号通知参照)等の積極的な活用をお願いします。

職員公務管理係
担当：山上
電話：011-204-5724

教 総 第 4 4 号
令和 7 年（2025 年）4 月 4 日

札幌市を除く各市町村教育委員会教育長 様

北海道教育庁総務政策局総務課法制・公務管理担当課長 山 崎 貴 之

「コンプライアンス確立月間」について（通知）

教職員の不祥事等の再発防止については、これまでもあらゆる機会を通じて注意喚起してきたところですが、職員による不祥事が後を絶たず、学校教育に対する道民の信頼が著しく損なわれる事態となっております。

教育行政は、道民の信頼の上に成り立つものであり、職員一人一人が服務規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが求められていることから、組織全体として、より実効性のある再発防止策に取り組み続ける必要があります。

道教委においては、特に、毎年5月及び6月は「コンプライアンス確立月間」として、別記のとおり取り組むこととしていますので、貴職におかれましても趣旨を御理解いただくとともに、貴所管の学校において、職場研修の集中的な実施など、各所属の状況に応じたきめ細かな取組を検討し、積極的に実施されるよう指導願います。

また、「教職員のコンプライアンスハンドブック～よりよい学校づくりのために～」(令和6年(2024年)2月22日付け教総第2698号通知参照)が、すべての学校で積極的な活用が図られるよう、各種会議・研修会等における周知の徹底について、併せてお願いします。

職員公務管理係
担当：山上
電話：011-204-5724

「コンプライアンス確立月間」について

1 目的

教職員の不祥事等の再発防止については、これまでもあらゆる機会を通し注意喚起してきたところだが、教職員による不祥事が後を絶たず、教育に対する信頼が著しく損なわれる事態となっている。

教育行政は、道民の信頼の上に成り立つものであり、教職員一人一人が服務規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが必要であり、改めてその趣旨を徹底するため、より実効性のある取組として、「コンプライアンス確立月間（以下「確立月間」という。）」を設定し、教職員全体が共通認識を持った不祥事等の再発防止の取組を展開する。

2 実施期間及び実施方法

(1) 実施期間

5月及び6月とする。

(2) 実施方法

確立月間において、「わいせつ行為・セクシュアルハラスメントの防止」「体罰の防止」「金銭事故の防止」「個人情報紛失防止」「飲酒運転の根絶」などを中心に、各管内及び各学校の状況に応じたテーマを設定し、「全体研修」及び「個別研修」により実施する。

特に、個別研修については、重点的な取組と位置付け、確立期間での100%の実施を目指す。

3 実施内容

(1) 全道コンプライアンス確立会議の開催

本庁において「全道コンプライアンス確立会議」を開催する。

ア 不祥事等の再発防止に係る意見交換や情報交換を通し、全道的な共通理解及び情報共有を行い、取組に反映する。

イ 先進事例について情報提供する。

ウ その他不祥事等の再発防止に必要な事項を協議する。

(2) 管内コンプライアンス確立会議の開催

各管内において、「管内コンプライアンス確立会議」を開催する。

ア 先進事例について情報の共有を図る。

イ 管内の状況に応じた重点課題を把握する。

ウ 管内の状況に応じた重点目標、重点的な取組を設定する。

エ その他不祥事等の再発防止に必要な事項を協議する。

(3) 職場研修の集中的な実施

確立月間において不祥事等の再発防止策を教職員一人一人に浸透させるための実効性ある研修を各学校の実情にあわせ集中的に実施し、教職員のコンプライアンス意識の向上を図る。

ア 具体的な取組例

(ア) 全体研修の実施

校内研修資料などを活用した校内研修を実施し、教職員の不祥事等の再発防止に対する意識の高揚を図る。

(イ) 個別研修の実施

校長が教職員一人一人とコミュニケーションを図りながら、不祥事等の再発防止意識の高揚を図る。

イ 職場研修の留意事項

(ア) 職場研修の実施にあたっては、教職員一人一人の心に響く取組となるよう研修方法などについて工夫すること。

(イ) 職場研修は、確立月間のみならず、年間を通じてあらゆる機会を通し実施することが必要であること。

(ウ) 個別研修については、学校の状況に応じたテーマを選択し、例えば「学校職員人事評価制度における個人面談」時を活用するなど、学校の実情に応じ実施すること。